

## 平塚市市制施行90周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市(以下「市」という。)が令和4年4月1日に市制施行90周年を迎えることを記念し、市全体で市制施行90周年を祝う機運を高めることを目的として実施する記念事業等に、市制施行90周年記念のロゴマーク、キャッチフレーズ及び冠名称(以下「ロゴマーク等」という。)を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等の種類)

第2条 ロゴマーク及びキャッチフレーズは次のとおりとする。

(1) ロゴマーク

別図のとおり

(2) キャッチフレーズ

人と自然がふれあうまち つなぐ未来へ ひらつか90

2 冠名称は次のとおりとする。ただし、平塚市の文字は省略することができる。

(1) 平塚市市制施行90周年

(2) 平塚市市制施行90周年記念

(3) 平塚市市制施行90周年記念事業

(著作権)

第3条 ロゴマーク及びキャッチフレーズの著作権は、市に属する。

(使用承認)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(使用対象者)

第5条 ロゴマーク等の使用対象者は、趣旨に賛同し、この要綱に沿った手続を行う個人、企業及び団体とする。

(使用対象)

第6条 ロゴマーク等の使用の対象とするものは、次のとおりとする。

(1) ポスター、チラシ等の印刷物

(2) 記念品

(3) 各種催し

(4) その他市長が特に認めるもの

(使用料等)

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

2 ロゴマーク等の使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(使用可能期間)

第8条 ロゴマーク等の使用可能期間は、令和5年3月31日までとする。

(使用承認の申請)

第9条 ロゴマーク等の使用承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平

塚市市制施行90周年記念ロゴマーク等使用承認申請書（第1号様式）に必要資料を添付して市長に提出するものとする。ただし、市の後援を受けた事業において、冠名称のみの使用を希望する場合は、申請を省略することができる。

（使用承認申請の省略）

第10条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる各号に該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 国、県その他の公共団体が広報の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が商用目的以外で使用するとき。
- (5) その他市長が特に認めたとき。

（使用承認の決定）

第11条 市長は、第9条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 青少年の健全な育成にとって有害な目的に利用されるおそれがあると認められる場合
- (5) 市が特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤認を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合
- (6) ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) その他、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、平塚市市制施行90周年記念ロゴマーク等使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、ロゴマーク等の使用を承認する場合、必要に応じて条件を付すことができる。

（使用上の遵守）

第12条 前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に沿って、適正に使用すること。
- (2) ロゴマーク等を使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (3) ロゴマーク及びキャッチフレーズは、本市が令和4年4月1日に市制施行90周年を迎えることがわかる表記をした上、可能な限りロゴマークとキャッチフレーズを組み合わせ使用すること。

(4) ロゴマークは、許可無く編集しないこと。

(5) ロゴマークは、縦横の比率及び配色を変更して使用しないこと。ただし、単色での印刷は可とする。

(使用方法の変更)

第13条 使用者は、使用内容を変更する場合には、事前に平塚市市制施行90周年記念ロゴマーク等使用変更(停止)届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用停止等)

第14条 使用者は、ロゴマーク等の使用を中止し、又は取りやめ、若しくは承認条件を満たさなくなったときは、直ちに、平塚市市制施行90周年記念ロゴマーク等使用変更(停止)届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 使用者は、前項の届出をしたときは、届出をした日をもって使用を直ちに停止し、又は中止しなければならない。

(使用承認の取消し)

第15条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すものとする。

(1) 第12条の規定による遵守事項に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。

(3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、平塚市市制施行90周年記念ロゴマーク等使用承認取消通知書(第4号様式)により当該使用者に通知するものとする。

(責任の制限)

第16条 市は、前条の規定により使用承認を取り消した場合における措置に要する経費、損害その他一切の責任を負わない。

2 使用者がロゴマーク等の使用によって第三者に対して損害を与えた場合でも、市は損害賠償その他一切の責任を負わない。

(庶務)

第17条 この要綱に関する事務は、行政総務課において行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日(令和3年11月8日)から施行する。

(この要綱の失効等)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別図（第2条関係）



<参考>

(使用例1)



(使用例2)

